

## 告示

このたび、公認学生団体「広告学研究会」が「学生団体は、本塾の教育目的に添うもの」と定めた「学生の団体、集会および掲示等に関する規程」の第一条にもとる行為に及んだことが確認されました。これを受け、同規程第六条に基づき、平成二十八年十月四日付で同団体に解散を命じました。

当該団体は平成二十八年九月二日、活動の一環で滞在していた宿泊先にて懇親会を催し、複数の未成年者が飲酒に及びました。その場において、互いを指名して飲酒するよう囁し立てる、或いはゲームの勝敗により酒を呷る等の危険な行為があったことが確認されています。法を犯し、自他を危険に曝した行動に対し深い失望の念を禁じ得ません。

また、飲酒に関して日頃から会員への適切な指導が行われていた形跡は認められず、今般の懇親会においても、公認申請の際に自ら定めて届け出た「飲酒事故対策」は一顧だにされませんでした。これは公認学生団体としての適格性を著しく欠くものです。当該団体にあつては過去にも問題を繰り返し惹起しており、大卒はその都度指導に当たってきました。しかしながら今般の事態に及んで、団体の体質、運営実態が極めて不当であることは明白であり、事案の重大性とこれまでの指導の経緯に鑑み、冒頭の措置を取ることとしました。

慶應義塾は、当事者に猛省を促すとともに、塾生一人ひとりが責任と自覚ある行動に努めるよう、あらためて、強く求めます。

以上

平成二十八年十月四日

塾長 清家 篤